

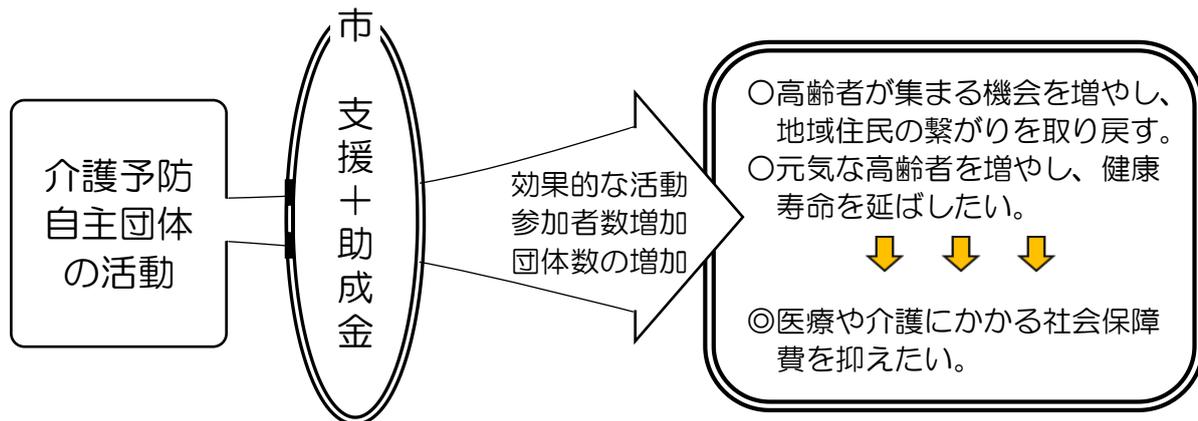
介護予防自主活動助成金制度のご紹介



令和6年4月

対馬市

制度の目的は？



助成金の種類は？

◎ 助成金の種類は、2つあります。

① 運営費助成金

自主団体の運営に必要な経費（講師謝礼、消耗品代、連絡通信代、保険料等）に対して助成します。

② 会場使用料助成金

自主活動の会場として有料の施設等を使用する場合、その会場使用料に対して助成します。

③ 活動拠点改修助成金

活動拠点の改修費用を3年以上活動することを条件に、1回限り助成します。

④ 送迎等助成金

送迎等に要する自動車保険料などの経費に対して助成します。

助成を受けるための条件は？

◎ 助成対象団体・・・次のすべてに該当する団体です。

- 市が推進する介護予防プログラムを受講し、その内容を自主活動に取り入れて実施する団体。
- 市内在住の65歳以上の方を5名以上含む団体。
- 対象活動を月2回以上実施する計画をしている団体。

◎ 助成対象活動・・・介護予防教室等を受講し、正しい知識・安全で効果的な進め方をご理解いただいた上で自主的に実施する介護予防活動です。

- 健康体操や運動等、介護予防に役立つ活動
- 正しい栄養の摂取や食生活改善に関する活動
- 認知症予防に役立つ活動

等々

助成金の金額は？

- ◎ **運営費助成金の額は、その年度の助成決定の日から活動終了日までの参加者延人数 × 100円 に 10,000円 を加えた金額です。**
 - ※ 運営費助成金の上限額は、年35,000円です。
 - ※ 参加者延人数が、60人未満の場合には運営費助成金の請求が出来ません。

《計算例》

- 年間延 60人参加 ⇒ (100円× 60人) + 10,000円 = 16,000円
- 年間延250人参加 ⇒ (100円× 250人) + 10,000円 = 35,000円

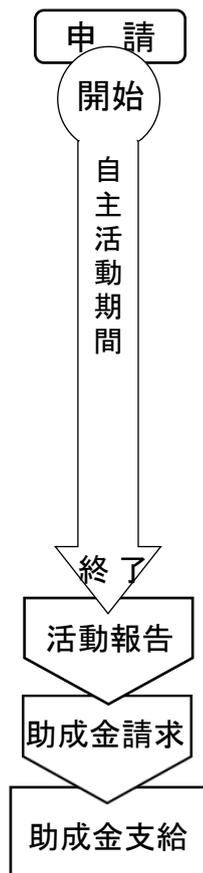
- ◎ **会場使用料助成金は市の施設は対象になりません。**
会場使用料助成金の額は、対象活動の会場使用料として団体が実際に支払った金額です。（請求時には領収書原本の添付が必須です）
 - ※ 会場使用料助成金は、1回あたり2,000円以内、月10,000円を上限とします。

《計算例》

- 使用料 3,000円/回の会場を4回使用した月の場合、団体が支払う金額は12,000円ですが、それに対する助成金額は 2,000円× 4回 で 8,000円 となります
- 使用料 1,500円/回の会場を8回使用した月の場合、団体が支払う金額は12,000円ですが、それに対する助成金額は 1,500円× 8回 で 上限を超えてしまうため、上限額の10,000円となります。

- ◎ **活動拠点改修助成金は市の施設は対象になりません。**
助成金の額は、改修費用の10/10（限度額50万円）です。
この助成金を受けたいときは事前に相談ください。
- ◎ **送迎等助成金は、移動支援を目的とした自動車保険の保険料等の費用として実際に支払った金額(1,000円未満切捨て)を助成します。**
ただし、1団体につき20万円が上限です。
この助成金を受けたいときは事前に相談ください。

助成金の手続きは？



- ◎ 助成を受けるための条件を満たしていれば申請可能です。申請は、随時受付けており、年度毎に申請が必要です。
 - ◎ 市は申請書を受付後、内容を確認し助成の可否を審査します。助成を決定したら団体代表者へ決定通知書を送付します。
 - ◎ 自主活動は、無理なく・仲良く・楽しんで実施して下さい。
 - ◎ 会場使用料助成金は、活動期間分まとめてでも、月ごとでも請求が可能です。
 - ◎ 送迎等助成金は、活動期間分まとめてでも、保険料を支払ったあとであれば、いつでも請求が可能です。ただし、活動期間分まとめて請求を行わない場合であって、過不足が生じた場合は清算を行います。
 - ◎ 日頃から活動日時、参加者数等について活動報告用紙に記録しておく、活動報告書がスムーズに提出できます。
 - ◎ その年度の活動期間が終了したら、速やかに活動実績を市に報告して下さい。
 - ◎ 市は活動実績を確認し、参加者延人数を確定させ運営費助成金額を算出します。団体は、その助成金額を市に請求します。（会場使用料助成金も併せて請求していただけます。）
 - ◎ 請求書に記載された口座に、助成金を振り込みます。
- ※ 助成金の取扱いについては、あらかじめ団体内で十分に協議していただき、トラブルにならないようにして下さい。

申請される皆様へ（お願い）

- ◎ 自主活動にあたっては、各参加者がお互いの体調や安全に気を配って下さい。
また、緊急時の対応（救急車の要請ができる連絡手段の確保等）についてご配慮願います。
※ 万一の事故等に備え、保険に加入しておくことをお勧めします。



- ◎ 地域の中で新たな参加者を募るなど、活動の輪を拡げていくこともご検討下さい。

- ◎ 参加予定の人が連絡なく急に欠席した場合（特にお1人でお住まいの方）等々、気にかけて声かけをするなど、お互いに見守りあうことも大切です。



- ◎ 次の場合には、変更の申請が必要です。
- 団体の名称を変更する。
 - 団体の代表者を変更する。
 - 活動内容を大幅に変更する。
 - 自主活動を休止または中止する。 等々

何かございましたら、下記の連絡先までお問合せ下さい。

ご相談・お問合せ先	対馬市豊玉町仁位380番地	
	長寿介護課	☎ 0920-58-1118
	対馬市巖原町国分1441番地	
	南地区保健センター	☎ 0920-53-6111
	対馬市上県町佐須奈甲567番地3	
	北地区保健センター	☎ 0920-84-2313